

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	常磐支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年5月10日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
7 財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和5年 5月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>7 財産管理事務</p> <p>郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和4年12月6日）において、郵便切手等管理簿にはレターパックの繰越及び受払状況の記載がなく、レターパックの現物と一致していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（常磐支所市民課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手等管理簿に係る整理（レターパックの繰越及び受払状況の記載欄の追加）が漏れていたためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>郵便切手等管理簿へレターパックに関する項目を追加しました。</p> <p>今後は、市文書等管理規定に基づき、今回記載欄を追加したレターパックを含め、郵便切手等の繰越及び受払状況について、管理簿の記載と現物が一致しているか、使用の都度、使用者が確認を行うほか、月末締めで庶務担当者及び係長が確認を行うこととします。</p>

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	川前支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年4月18日

指摘一覧	措置通知日
意見又は要望とする事項	
収入事務（収入金の納入通知に係る事務の適正化について）	令和5年 4月18日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>収入事務(収入金の納入通知に係る事務の適正化について)</p> <p>市の収入金のうち納入の通知を要するものについては、市財務規則第 43 条の規定に基づき納期限を指定し、第 47 条に定める期限までに納入義務者に対し納入通知書により通知しなければならない。納入通知は納入義務者に対しその歳入を納入すべき旨を通知する行為であり、指定すべき納期限は、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる合理的な期間と解される。この納期限までに納入されない収入金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除き、市債権管理条例及び同施行規則に基づき督促しなければならない。</p> <p>今回、各支所の収入金において、納入通知書を、納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>市財務規則に定める発行期限を過ぎて納入通知書を発した場合は、納入義務者においては、納入までの期間が短縮されてしまうことから、納期限までに納入できず督促の対象となり、債権の種類に応じて督促手数料及び延滞金、遅延損害金の請求等の不利益が生じる恐れがある。さらに本来、納期限が到来した納入通知はあり得ず、市民の市政への信頼を損ねるものであり、債権管理上も問題があることから厳に慎み、納入通知書の発行が遅延しないよう現行の事務処理を見直すとともに、請求漏れを防止する仕組みづくりなど、内部統制の強化に努められることを望むものである。</p> <p>【事例 3】 川前支所</p> <p>※ 川前財産区の土地貸付料に係る収入事務において、納入通知書の発送を、土地貸付契約の解除の可能性から留保したため、市財務規則第 43 条第 1 号に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>(川前支所)</p>	<p>土地貸付料につきまして、令和元年東日本台風で進入路が被災し、当該貸付地が使用不能となったことから、令和 3 年度は「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の規定に基づき、免除としました。その後、災害復旧工事により貸付地の利用が可能になりましたが、借受人が契約解除の意向を示唆したため、当年度(令和 4 年度)の貸付料徴収を保留にしてみましたことが原因です。</p> <p>今後は市財務規則等各法令を遵守し、適正な事務遂行に努めてまいります。</p>